

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十二号） ..... 一

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

本則による改正（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式）</p> <p>第二条 略</p> <p>2  前項の規定にかかわらず、当分の間、市町村長は、法第三百二十一条の四第一項又は第五項の規定により指定した特別徴収義務者に前項の表の四の上欄に掲げる通知書の交付（同条第七項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。））の規定による法第三百二十一条の四第一項に規定する通知事項（法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更し</p>	<p>（道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式）</p> <p>第二条 略</p> <p>2  市町村長は、法第三百二十一条の四第一項及び第五項の規定により指定した特別徴収義務者（以下この項及び次項において「特別徴収義務者」という。）に対する前項の表の四の上欄に掲げる通知書（次項において「特別徴収義務者用通知書」という。）の副本として、同条第一項に規定する通知事項（法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨。次項において同じ。）を、第九条の二十二第一項に規定する方法又は第十条第七項に規定する記録用の媒体に当該通知事項に係る情報（第九条の二十二において「通知情報」という。）を記録する方法により特別徴収義務者に提供することができる。</p> <p>3  第一項の規定にかかわらず、当分の間、市町村長は、 特別徴収義務者に特別徴収義務者用通知書の交付（法第三百二十一条の四第七項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。））又は前項の規定による通知事項</p>

た旨)の提供を除く。)を行うときは、第三号様式中「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄は記載しないこととする。

3) 5) 略

6) 第四項の規定は、法第三百七十七条の二第六項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四項中「第四十五条の二」とあるのは「第三百七十七条の二」と、「第二十四条」とあるのは「第二百九十四条」と、「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と、「第三十四条」とあるのは「第三百十四条の二」と読み替えるものとする。

7) 第五項の規定は、法第三百七十七条の二第六項の規定による同条第一項の申告書の記載について準用する。この場合において、第五項中「第四十五条の二」とあるのは「第三百七十七条の二」と、「道府県民税に関する申告書」とあるのは「申告書」と、「第三十四条」とあるのは「第三百十四条の二」と読み替えるものとする。

(附属申告書等)

第二条の二 略

2) 8) 略

9) 法第四十五条の二第五項及び第三百七十七条の二第五項の申告書を提出する者は、前条第三項の表の三の上欄に掲げる申告書に、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金を受領した法第三十七条の二第十二項又は第三百十四条の七第十二項に規定する控除対象特定非営利活動法人の受領した旨(当該寄附金が当

の提供を除く。)を行うときは、第三号様式中「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄は記載しないこととする。

4) 6) 略

7) 第五項の規定は、法第三百七十七条の二第六項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第五項中「第四十五条の二」とあるのは「第三百七十七条の二」と、「第二十四条」とあるのは「第二百九十四条」と、「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と、「第三十四条」とあるのは「第三百十四条の二」と読み替えるものとする。

8) 第六項の規定は、法第三百七十七条の二第六項の規定による同条第一項の申告書の記載について準用する。この場合において、第六項中「第四十五条の二」とあるのは「第三百七十七条の二」と、「道府県民税に関する申告書」とあるのは「申告書」と、「第三十四条」とあるのは「第三百十四条の二」と読み替えるものとする。

(附属申告書等)

第二条の二 略

2) 8) 略

9) 法第四十五条の二第五項及び第三百七十七条の二第五項の申告書を提出する者は、前条第四項の表の三の上欄に掲げる申告書に、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金を受領した法第三十七条の二第十二項又は第三百十四条の七第十二項に規定する控除対象特定非営利活動法人の受領した旨(当該寄附金が当

該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む。）、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類又は電磁的記録印刷書面を添付しなければならない。

（確定申告書の附記事項等）

第二条の三 略

2 法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の規定により確定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 七 略

八 扶養親族（年齢十六歳未満の者に限る。以下この号において同じ。

）の氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日）並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

九及び十 略

3及び4 略

（給与所得者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の二 略

2 略

3 法第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族申告書に記載することとされている扶養親

該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む。）、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類又は電磁的記録印刷書面を添付しなければならない。

（確定申告書の附記事項等）

第二条の三 略

2 法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の規定により確定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 七 略

八 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。以下この号において同じ。

）の氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日）並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

九及び十 略

3及び4 略

（給与所得者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の二 略

2 略

3 法第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族申告書に記載することとされている扶養親

族の氏名については、年齢十六歳未満の扶養親族の氏名に限るものとする。

4 略

(給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項)

**第二条の三の三** 法第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百七十七条の

三の二第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 扶養親族（年齢十六歳未満の者に限る。第三項及び第四項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

三 略

2 略

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法)

**第二条の三の五** 略

2 略

3 法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項の規定により公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、年齢十六歳未満の扶養親族の氏名に

族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

4 略

(給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項)

**第二条の三の三** 法第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百七十七条の

三の二第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。第三項及び第四項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

三 略

2 略

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法)

**第二条の三の五** 略

2 略

3 法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項の規定により公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に

限るものとする。

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項)

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 扶養親族（年齢十六歳未満の者に限る。次項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

三 略

2 10 略

(法第三百二十一条の四第七項、第八項、第九項及び第十一項に規定する総務省令で定める方法)

第九条の二十二 法第三百二十一条の四第七項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準（第三項において「特別徴収税額通知安全性基準」という。）に従い、地方税共同機構（以下「機構」という。）の使用に係る電子計算

限るものとする。

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項)

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。次項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

三 略

2 10 略

(法第三百二十一条の四第七項及び第九項に規定する総務省令で定める方法)

第九条の二十二 法第三百二十一条の四第七項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。以下この条）において同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準（第三項において「特別徴収税額通知安全性基準」という。）に従い、地方税共同機構（以下「機構」という。）の使用に係る電子計算

機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられた受信者ファイル（専ら法第三百二十一条の四第七項に規定する特定特別徴収義務者の使用の用に供せられるファイルをいう。）に通知事項（法

第三百二十一条の四第一項に規定する通知事項をいう。第四項第一号において同じ。）に係る情報（以下この条において「通知情報」という。

）を、当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力して行う方法をいう。

2 前項に規定する方法により通知情報の提供を行う場合には、市町村長は、当該通知情報に電子署名（第二十四条の三十九第七項第一号に規定する電子署名をいう。以下この項、次項及び第十条第四項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（第二十四条の三十九第七項第二号に規定する電子証明書をいう。次項及び第十条第四項において同じ。）を併せてこれを送信しなければならない。

3 法第三百二十一条の四第八項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、市町村長が、特別徴収税額通知安全性基準に従い、機種の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら法第三百二十一条の四第八項に規定する特定特別徴収義務者（次項において「特定特別徴収義務者」という。）の使用の用に供せられるファイルをいう。）に通知情報を、当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力し、及び機構が、当該通知情報を加工し、これに電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証

機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられた受信者ファイル（専ら同項に規定する特別徴収義務者の使用の用に供せられるファイルをいう。次項において同じ。）に通知情報

）を、当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力して行う方法をいう。

2 前項に規定する方法により通知情報の提供を行う場合には、市町村長は、当該通知情報に電子署名（第二十四条の三十九第七項第一号に規定する電子署名をいう。以下この項、及び第十条第四項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（第二十四条の三十九第七項第二号に規定する電子証明書をいう。第十条第四項において同じ。）を併せてこれを送信しなければならない。

明書を併せてこれを送信して行う方法をいう。

4| 法第三百二十一条の四第九項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法をいう。

一| 特定特別徴収義務者が、当該通知事項の提供を受けるべき納税義務者に係る通知事項を印刷したものを交付して行う方法

二| 特定特別徴収義務者が、当該通知情報の提供を受けるべき納税義務者に係る通知情報を記録した電磁的記録媒体（法第七百六十二条第一号ロに規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を交付して行う方法

5| 法第三百二十一条の四第十一項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める方法は、市町村長が、通知情報を受信者ファイル（専ら法第三百二十一条の四第七項又は第八項に規定する特定特別徴収義務者（以下この項において「特定特別徴収義務者」という。）の使用の用に供せられるファイルをいう。）に記録した旨を特定特別徴収義務者  
に対し、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により送信する方法をいう。

（特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等）

第二十四条の三十九 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものうち、地方税関係法令（同項に規定す

3| 法第三百二十一条の四第九項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める方法は、市町村長が、通知情報を受信者ファイル  
に記録した旨を法第三百二十一条の四第七項に規定する特別徴収義務者  
に対し、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により送信する方法をいう。

（特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等）

第二十四条の三十九 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものうち、地方税関係法令（同項に規定す

る地方税関係法令をいう。以下この条及び次条において同じ。)の規定により書面等(法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。以下この条及び次条において同じ。)により行うことその他の方法が規定されているものとする。

一〇九 略

十 法第三百二十一条の四第五項、第七項及び第八項に規定する申出

十の二〇十六 略

二〇七 略

## 附則

る地方税関係法令をいう。以下この条及び次条において同じ。)の規定により書面等(法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。以下この条及び次条において同じ。)により行うことその他の方法が規定されているものとする。

一〇九 略

十 法第三百二十一条の四第五項に規定する申出

十の二〇十六 略

二〇七 略

## 附則

(政令附則第三十九条第一項第一号の総務省令で定める取得価額の計算方法等)

第三十条 政令附則第三十九条第一項第一号に規定する総務省令で定める

ところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該固定資産の購入の代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時における当該固定資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

2| 政令附則第三十九条第一項第一号に規定する家屋で総務省令で定めるものは、同号に規定する家屋のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該家屋が、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十条第十四項に規定する先端設備等（その取得価額（前項の規定の例により計算した取得価額をいう。）の合計額が三百万円以上のものに限る。）を稼働させるために取得されたものであること。

3| 政令附則第三十九条第一項第二号に規定する機械及び装置で総務省令で定めるものは、同号に規定する機械及び装置（以下この項において「機械及び装置」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる機械及び装置が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該機械及び装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する機械及び装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該機械及び装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三 当該機械及び装置について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の種別に属する機械及び装置の型式区分に限る。）に属する機械及び装置と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するもの指標が年平均パーセント以上向上しているものであること。

4 政令附則第三十九条第一項第三号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具（以下この項において「工具」という。）のうち、測定工具又は検査工具であつて、次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該工具の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する工具を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該工具が新たに取得された日の五年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三 当該工具について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該工具の製造業者が製造した当該工具と同一の種別に属する工具の型式区分に限る。）に属する工具と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資

するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

5 政令附則第三十九条第一項第四号に規定する器具及び備品で総務省令で定めるものは、同号に規定する器具及び備品（以下この項において「器具及び備品」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる器具及び備品が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該器具及び備品の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する器具及び備品を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該器具及び備品が新たに取得された日の六年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三 当該器具及び備品について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該器具及び備品の製造業者が製造した当該器具及び備品と同一の種別に属する器具及び備品の型式区分に限る。）に属する器具及び備品と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

6 政令附則第三十九条第一項第五号に規定する建物附属設備で総務省令で定めるものは、同号に規定する建物附属設備（以下この項において「

建物附属設備」という。)のうち次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる建物附属設備が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該建物附属設備の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する建物附属設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分(次号において「型式区分」という。)に係る販売が開始された日(次号において「販売開始日」という。)が、当該建物附属設備が新たに取得された日の十四年前の日の属する年度(その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。)開始の日以後の日であること。

三 当該建物附属設備について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(当該建物附属設備の製造業者が製造した当該建物附属設備と同一の種別に属する建物附属設備の型式区分に限る。)に属する建物附属設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

7 政令附則第三十九条第一項第六号に規定する構築物で総務省令で定めるものは、同号に規定する構築物(以下この項において「構築物」という。)のうち、次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる構築物が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであ

(新型コロナウイルス感染症等に係る特定書面等地方税関係申告等)

(新型コロナウイルス感染症等に係る特定書面等地方税関係申告等)

るいど。

二 当該構築物の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する構築物を型式その他の事項により区分した場合の各区分(次号において「型式区分」という。)に係る販売が開始された日(次号において「販売開始日」という。)が、当該構築物が新たに取得された日の十四年前の日の属する年度(その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。)開始の日以後の日であること。

三 当該構築物について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(当該構築物の製造業者が製造した当該構築物と同一の種別に属する構築物の型式区分に限る。)に属する構築物と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

8 | 政令附則第三十九条第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法附則第六十四条に規定する中小事業者等が取得をする同条に規定する特例対象資産が同条に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し
- 二 法附則第六十四条に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

